



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 都市計画事業の認可（道路街路課） ..... 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 1
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 2
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 3
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成23年 9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・浦1号沢岬石嶺線
- 3 事業施行期間 平成23年 9月13日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 那覇市首里石嶺町3丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし

### 沖縄県告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第567号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成23年 9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成18年 8月11日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 平成18年沖縄県告示第567号の事業地のうち那覇市首里石嶺町3丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

**沖縄県告示第447号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年9月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。  
 平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇宜野湾線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市伊祖五丁目500番から 宜野湾市嘉数四丁目670番6まで	6.6m ~ 17.9m	1,123.3m
新	浦添市伊祖五丁目802番1から 宜野湾市嘉数四丁目670番6まで	16.0m ~ 56.9m	1,123.3m

**沖縄県告示第448号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年9月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。  
 平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 153号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市伊祖五丁目500番から 浦添市伊祖五丁目479番1まで	16.4m ~ 25.2m	123.8m
新	浦添市伊祖五丁目500番から 浦添市伊祖五丁目479番1まで	18.8m ~ 27.1m	123.8m

**沖縄県告示第449号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年9月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。  
 平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 与那国島線
- 2 供用開始の区間 与那国町字与那国3984番43から与那国町字与那国3978番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年9月13日

**沖縄県告示第450号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、うるま市江洲第二土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 住所の変更があった者の氏名及び住所

役職名	氏 名	住 所
監事	山城 光榮	うるま市字江洲567番地

2 理事でなくなった者の氏名及び住所

氏 名	住 所
比屋根 勉	うるま市字宮里71番地

沖縄県告示第451号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市石川西土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市石川親田原、石川水溜原、石川渡口原、石川石川原、石川佐阿手原及び石川渡戸目原の各一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年2月4日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年10月30日まで縦覧に供する。

平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年8月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人がんにゅうふぁみりー
- 3 代表者の氏名 長嶺荒人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市字佐真下160番地1 2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人々に対して、現代医学にはない諸症状を、中医学的な考え方を元に指導し、自分の体質を知り、その体質にあった食事を取ることで、病気の予防、生活習慣の改善をし、人々の健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年10月30日まで縦覧に供する。

平成23年9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年8月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人持続可能な島嶼環境開発を考える会
- 3 代表者の氏名 堤純一郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市松山2丁目1番10号

5 定款に記載された目的 本法人は、沖縄県における調和のとれた地域開発と環境保全及び環境事業を振興し、その技術や知識を世界に向けて発信することを主たる目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年10月31日まで縦覧に供する。

平成23年 9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年 9月 1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄市母子寡婦福祉会
- 3 代表者の氏名 安座間睦江
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市住吉一丁目14番29号沖縄市社会福祉センター2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、母子寡婦制度の周知徹底や母子寡婦家庭の自立促進などを行うことで、母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図り、経済面及び社会的地位の向上と自立を目指すことを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 伊覇地区用途地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 9月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 伊覇地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---